

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則…（保健医療局総務部総務課）…一
- 白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則…（産業労働局商工部地域産業振興課）…一
- 東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則…（産業労働局農林水産部調整課）…二
- 東京都会計事務規則の一部を改正する規則…（会計管理局管理部会計企画課）…二
- 東京都物品管理規則の一部を改正する規則…（同）…三

告示

- 新たに生じた土地の確認（大島町）…（総務局行政部市町村課）…三
- 都市計画事業の認可…（都市整備局都市基盤部街路計画課）…五
- 一般国道の供用開始…（建設局道路管理部路政課）…五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 都道（首都高速道路）の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…七
- 都道（首都高速道路）の供用開始…（同）…九
- 都道（首都高速道路）の区域変更…（同）…九
- 都道（首都高速道路）の供用開始…（同）…二
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定…（港湾局港湾経営部経営課）…二

公告

- 公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等…（下水道局）…三

規則

東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す

証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

東京都保健医療局の所管する立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和六年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第三十一条第一項」を「第二十二条及び第三十一条第一項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十二号

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則（昭和五十三年東京都規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同

条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次

の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、白鬚東共同利用工場施設の建替え整備のために一時的な

移転等の措置を講ずるに当たり、知事が必要と認めるときは、当該施設の整備に必要な期間に限り、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条に規定する期間の定めがある建物の賃貸借による契約を締結するものとする。

別表第一白鬚東共同利用工場施設の項中

一号室	一室一月につき	三九、六〇〇円
六号室	一室一月につき	六〇、四〇〇円
一七号室及び二二号室及び一四号室	一室一月につき	一九、八〇〇円
一七号室及び二二号室から二三号室まで	一室一月につき	二九、七〇〇円

を

一号室から四号室まで	一室一月につき	三九、六〇〇円
五号室及び六号室	一室一月につき	六〇、四〇〇円
七号室	一室一月につき	別に定める額
八号室	一室一月につき	一九、八〇〇円
九号室	一室一月につき	別に定める額
一〇号室から一五号室まで	一室一月につき	一九、八〇〇円
一六号室から二三号室まで	一室一月につき	二九、七〇〇円
二四号室	一室一月につき	別に定める額
二五号室	一室一月につき	別に定める額

に改

める。

附 則

この規則は、令和八年三月一日から施行する。

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十三号

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則（昭和五十五年東京都規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「徴収事務委託者」を「東京都指定公金事務取扱者」に改める。

別記第二号様式中

徴収事務委託者	を	東京都指定公金事務取扱者
額 収 日 付 印		額 収 日 付 印

改める。

別記第三号様式中「徴収事務委託者」を「東京都指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都沿岸漁業改善資金償還金の徴収又は収納事務の委託に関する規則別記第一号様式から第三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十四号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「支出命令書は」を「支出命令書（当該支出命令書に記載すべき事項を記録した契約請求システムによる電磁的記録を含む。以下同じ。）は」に改める。

第十三条第一項中「及び旅費システム」を「旅費システム及び契約請求システム」に改める。

第十六条第五項及び第十八条第三項中「用品システム」の下に「又は契約請求システム」を加える。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、当該命令書が契約請求システムによる電磁的記録の場合、会計管理者が別に定める方法により処理しなければならない。

第四十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該命令書が契約請求システムによる電磁的記録の場合は、この限りでない。

第四十九条第一項中「継続(分割)支払票」の下に「(当該継続(分割)支払票に記載すべき事項を記録した契約請求システムによる電磁的記録を含む。)」を加える。

第六十一条第一項ただし書中「申出が」の下に「契約請求システム又は」を加える。

附則

この規則は、令和八年二月二十四日から施行する。

東京都物品管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十五号

東京都物品管理規則の一部を改正する規則

東京都物品管理規則(昭和三十九年東京都規則第九十号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十四 契約請求システム 都が行う契約及び支出に関する事務並びにこれらに係る事業者との手続を電子情報処理組織によつて一体的に処理する情報処理システムをいう。

第十六条第二項及び第十七条第二項中「用品システム」の下に「又は契約請求システム」を加える。

ム」を加える。

別記第十一号様式中「ロ」を削り、同様式備考に次のように加える。

7 分譲簿・区分換通知欄及び物品出納員審査欄には、署名し、又は押印すること。

別記第十九号様式中



別記第三十七号様式中



改め、同様式備考3中「物品管理者の確認印を押しやる」を「物品管理者確認欄に、署名し、又は押印する」に改める。

別記第三十七号様式中



改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 この様式は、第37号様式甲に添付して使用することができる。

2 物品出納員照合済欄に、署名し、又は押印すること。

附則

1 この規則は、令和八年二月二十四日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都物品管理規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第百六十号

大島町長から、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、令和八年一月十六日付けで同町の区域内に次の土地が生じたことを確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年二月二十日

●東京都告示第百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 豊島区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第八十号線

三 事業施行期間 令和八年二月二十日から令和十八年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

豊島区南大塚二丁目、南大塚三丁目及び文京区大塚四丁目各
使用の部分
なし

●東京都告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の一般国道の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 十四号

二 供用開始の区間 江戸川区中央一丁目千四百二十六番地先から同区中央四丁目千九百六十九番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり
四 供用開始の期日 令和八年二月二十日

●東京都告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、東京都の管理する一般国道において、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

十四号

二 占用を制限する区間

江戸川区中央一丁目千四百二十六番地先から同区中央

四丁目千九百六十九番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和八年二月二十一日

●東京都告示第百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、令和八年二月二十日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついで、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

首都高速四号

二 変更の区間

渋谷区千駄ヶ谷一丁目三十二番一地先

三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

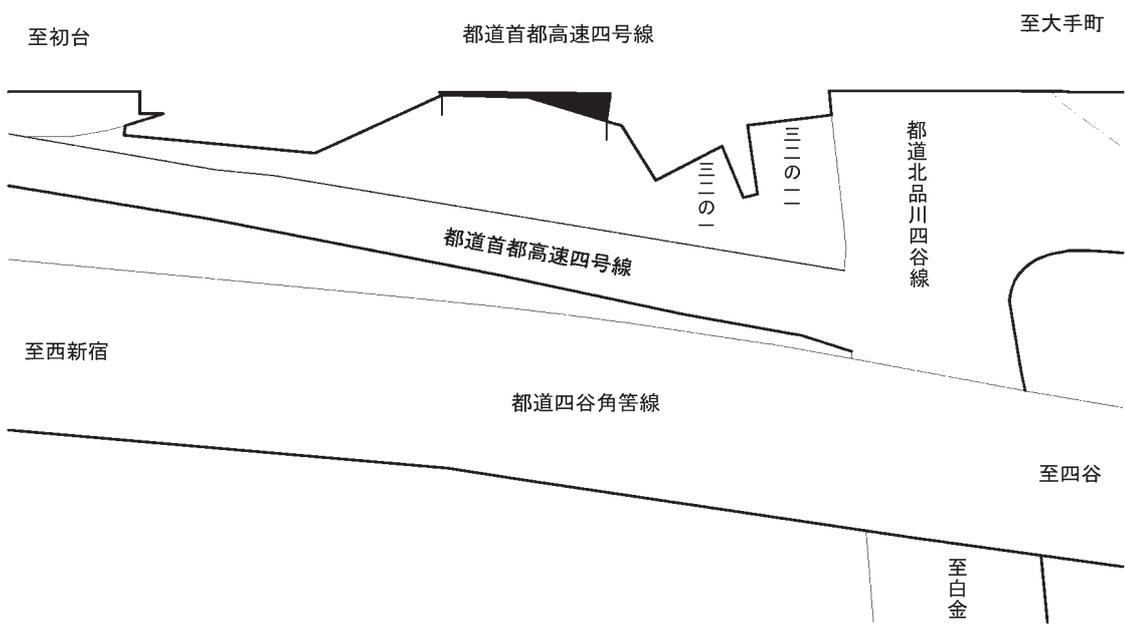
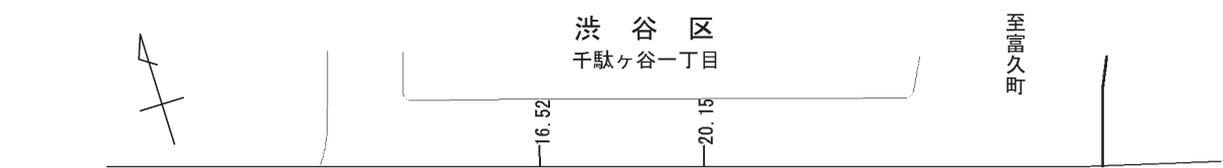
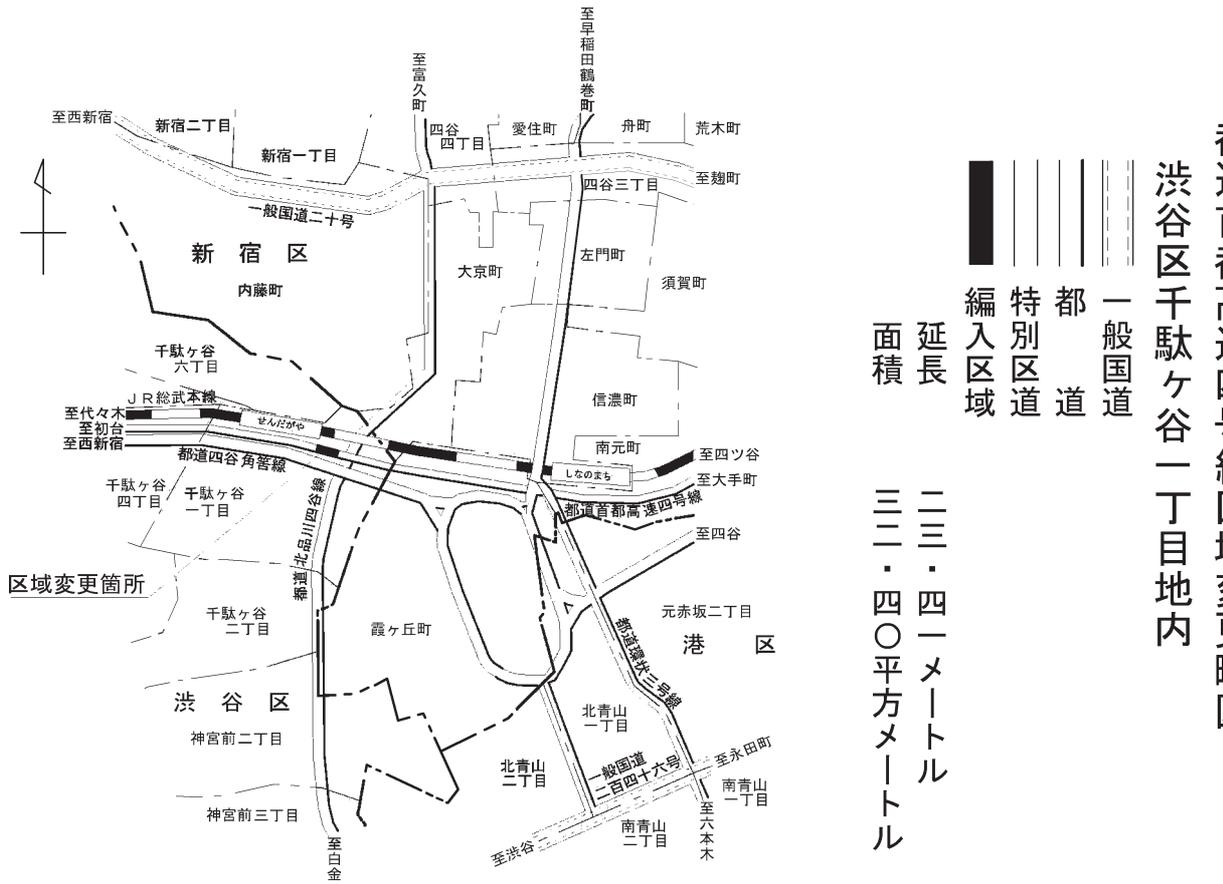
都道首都高速四号線区域変更略図

渋谷区千駄ヶ谷一丁目地内



延長
面積

二三・四一メートル
三二・四〇平方メートル



●東京都告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速四号

二 供用開始の区間 渋谷区千駄ヶ谷二丁目三十二番一地区

三 供用開始の期日 令和八年二月二十日

●東京都告示第百六十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、令和八年二月二十日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。

ついで、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速四号

二 変更の区間 渋谷区代々木一丁目二番二十二地先
三 変更の概要 別図表示のとおり

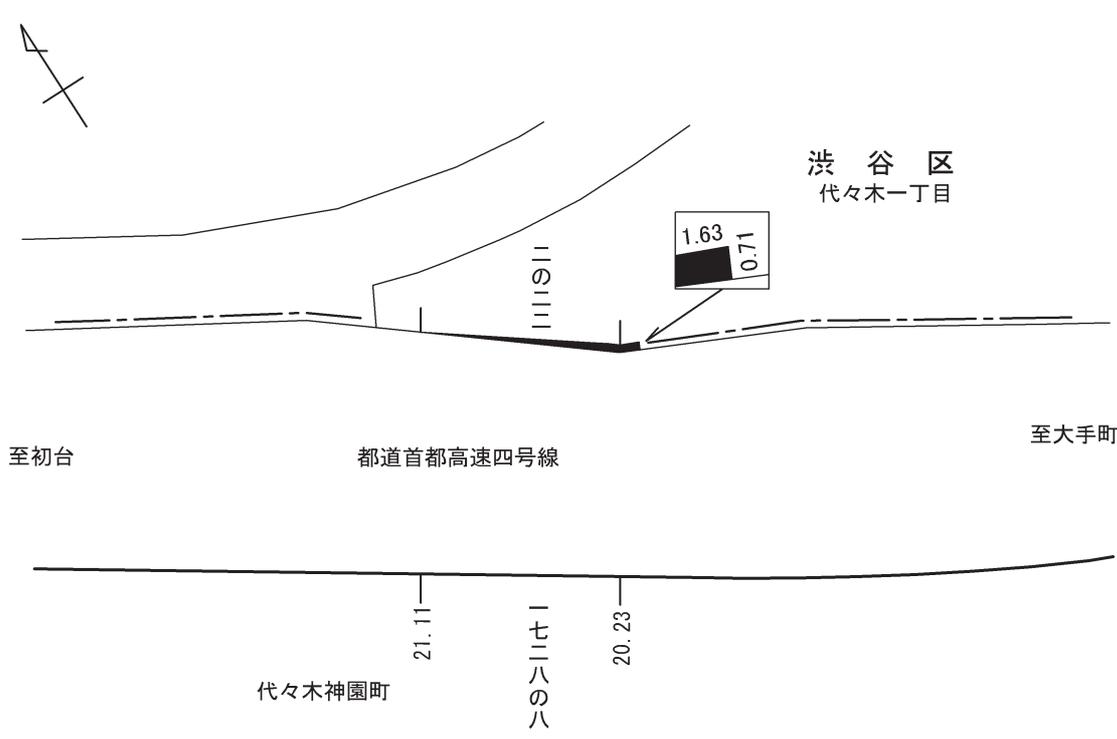
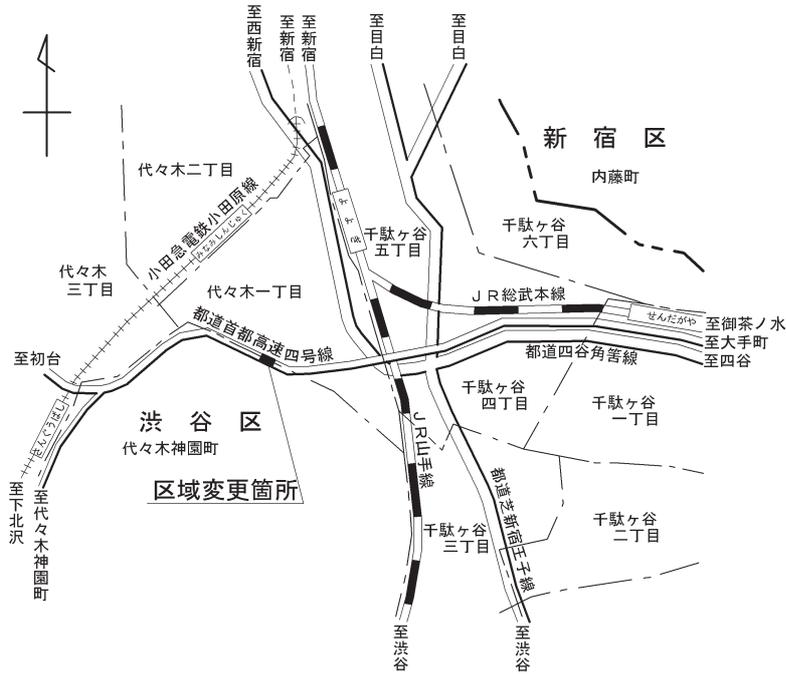
別図

都道首都高速四号線区域変更略図

渋谷区代々木一丁目地内

 都道
 特別区道
 編入区域

延長 一九・〇〇メートル
 面積 七・四一平方メートル



●東京都告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道（首都高速道路）の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 首都高速四号

二 供用開始の区間 渋谷区代々木二丁目二番二十二地先

三 供用開始の期日 令和八年二月二十日

●東京都告示第百六十八号

東京都港湾環境整備負担金条例（昭和五十五年東京都条例第五十八号）第二条第一項に規定する負担対象工事の指定制について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十日

東京都知事 小 池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に對する負担の割合	当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の建設又は改良の工事	海の森公園整備工事 曙ふ頭公園整備工事	一 江東区海の森三丁目 二 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目 三 港区海岸三丁目、芝浦南ふ頭公園	令和七年三月三十一日	四八六、八四三、三一九円	東京港臨港地区	十六分の一	九、五三五、五六七平方メートル
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む）の維持の工事	海の森公園ほか七公園維持工事	一 江東区海の森三丁目 二 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南島海浜公園 三 港区海岸三丁目、芝浦南ふ頭公園 四 港区港南五丁目 五 品川区八潮二丁目 六 江東区中央ふ頭公園 七 江東区青海四丁目、江東区青海三丁目、江東区青海四丁目 八 江東区新木場二丁目、新木場公園	同日	二〇、五二九、八八四円	同右	八分の一	八、〇七九、一八一平方メートル
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域内水面清掃工事	東京港港湾区域	同日	二四八、〇五〇、一四一円	東京港港湾区域及び東京港臨港地区	五分の一	一六、二〇一、〇五九平方メートル

公告

公共下水道事業計画の変更に係る予定処理区域等について

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第六項において準用する同条第一項の規定に基づき、公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第三条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり公告する。

なお、利害関係人は、公告の日から二週間以内に、東京都下水道局長に対して意見を申し出ることができる。

令和八年二月二十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

一 事業計画の名称 東京都公共下水道

二 事業計画を変更しようとする予定処理区域

千代田区

一番町、岩本町一丁目、岩本町二丁目、内神田一丁目、内神田二丁目、内神田三丁目、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、神田紺屋町、神田錦町一丁目、神田錦町二丁目、神田錦町三丁目、神田西福田町、麴町一丁目、千代田、永田町一丁目、隼町及び一ツ橋二丁目各地先

中央区

日本橋大伝馬町、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋小伝馬町、日本橋富沢町、日本橋人形町二丁目、日本橋人形町三丁目、日本橋浜町三丁目、日本橋堀留町二丁目及び日本橋本石町四丁目各地先並びに日本橋浜町三丁目地内

港区

港南三丁目及び高輪二丁目各地先並びに港南一丁目及び港南三丁目各地内

新宿区

榎町、上落合一丁目、下落合一丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、

墨田区

中落合三丁目、中落合四丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、西新宿一丁目、西新宿二丁目、西新宿四丁目、弁天町及び代々木二丁目各地先

江東区

石島、千石一丁目、千石二丁目及び千田各地先並びに新砂三丁目地内

品川区

東大井一丁目、東大井四丁目、南大井二丁目、南大井三丁目、南大井六丁目及び南品川三丁目各地先並びに勝島一丁目地内

目黒区

大岡山二丁目、自由が丘一丁目、自由が丘二丁目、自由が丘三丁目、緑が丘一丁目、緑が丘二丁目及び緑が丘三丁目各地先

大田区

山王一丁目、山王二丁目、昭和島二丁目、羽田五丁目、羽田旭町、羽田空港一丁目、東糀谷六丁目、本羽田一丁目、南馬込二丁目及び南六郷一丁目各地先並びに大森南四丁目、大森南五丁目、昭和島二丁目及び羽田旭町各地内

世田谷区

奥沢二丁目、奥沢五丁目、奥沢七丁目及び等々力六丁目各地先

渋谷区

神宮前二丁目、神宮前三丁目、千駄ヶ谷二丁目、千駄ヶ谷三丁目及び千駄ヶ谷四丁目各地先

中野区

江古田一丁目、江古田四丁目及び松が丘二丁目各地先

荒川区

荒川八丁目地内

練馬区

高野台四丁目、豊玉南一丁目、南大泉一丁目、南大泉三丁目及び南大泉四丁目各地先

足立区

千住曙町地先

葛飾区

青戸七丁目、小菅一丁目、小菅二丁目、小菅三丁目、新小岩一丁目、新小岩二丁目、宝町一丁目、立石一丁目、立石二丁目、西新小岩一丁目、西新小岩四丁目、西新小岩五丁目、東新小岩一丁目、東新小岩三丁目、

東新小岩五丁目、東新小岩七丁目、東新小岩八丁目、東立石一丁目、東立石二丁目、東立石三丁目、東四つ木一丁目、東四つ木二丁目、東四つ木三丁目、東四つ木四丁目、堀切一丁目、堀切二丁目、堀切三丁目、堀切四丁目、堀切五丁目、四つ木一丁目、四つ木二丁目、四つ木三丁目、四つ木四丁目及び四つ木五丁目各地先並びに小菅一丁目、小菅三丁目及び東四つ木一丁目各地内

江戸川区

宇喜田町、北葛西一丁目、北葛西二丁目、北葛西三丁目、清新町一丁目、清新町二丁目、中央一丁目、中央四丁目、西葛西一丁目、西葛西二丁目、西葛西三丁目、西葛西六丁目、東小松川一丁目、東小松川二丁目、東小松川三丁目、東小松川四丁目、船堀一丁目、船堀二丁目、船堀三丁目、船堀四丁目、松江一丁目、松江三丁目、松江五丁目、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目及び臨海町一丁目各地先並びに臨海町一丁目及び臨海町六丁目各地内

三 工事の着手年月日及び完成予定年月日

着手年月日 昭和三十三年四月一日

完成予定年月日 令和十三年三月三十一日

四 意見の申出先

東京都下水道局計画調整部事業調整課(東京都庁第二本庁舎二十八階)
電話番号 〇三(五三三二〇)六五九七

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001
定価 一筒月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

